

入札説明書

令和8年度玄海水産振興センター庁舎等警備業務委託仕様書

I 玄海水産振興センター庁舎

第1 警備対象と範囲

受託者（乙）は唐津市唐房6丁目4948-9所在の佐賀県玄海水産振興センター（甲）庁舎に係る機械警備を行う。

- | | | |
|--------|---|----------------------|
| 1 防犯 | } | 本館（1階・2階）、研究棟（1階・2階） |
| 2 火災異常 | | |
| 3 設備異常 | | |

第2 警備目的

この警備は上記対象物における火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、同庁舎の規律、秩序の保持、施設物品の保全、人命の安全保護等を図り、業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

第3 警備任務

- 1 火災、盗難、不良行為の未然防止及び拡大防止
- 2 事故覚知時における関係先への通報連絡
- 3 事故報告書の提出

第4 警備方法 機械警備（防犯に係る警備に必要な設備は（乙）が設置するものとする。）

第5 警備運営上の権限

（甲）は、（乙）に対し、警備業務遂行のために必要な警備上の権限を付与するものとする。

第6 警備担当時間

玄海水産振興センター庁舎

- 1 平日：17時15分から翌日8時30分まで
- 2 上記以外の日（土曜、日曜、祝祭日、年末年始）
：8時30分から翌日8時30分まで

第7 異常事態発生時における処置

- 1 警備対象物件に異常事態発生の際は、（乙）は緊急要員をすみやかに急行させて、事態の拡大防止にあたる。
- 2 警備対象物件に到達した緊急要員は、異常事態を確認後、管制本部へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。
- 3 あらかじめ届け出のある（甲）の当該緊急連絡者へ連絡する。

II 高等水産講習所庁舎

第1 警備対象と範囲

受託者（乙）は、唐津市唐房6丁目4948-23所在の佐賀県高等水産講習所（甲）庁舎に係る機械警備を行う。

- | | | |
|--------|---|--------------|
| 1 防犯 | } | 本館（1階・2階・3階） |
| 2 火災異常 | | |
| 3 設備異常 | | |

第2 警備目的

この警備は上記対象物における火災、盗難を防止すると共に、その他の不良行為を排除し、同庁舎の規律、秩序の保持、施設物品の保全、人命の安全保護等を図り、業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

第3 警備任務

- 1 火災、盗難、不良行為の未然防止及び拡大防止
- 2 事故覚知時における関係先への通報連絡
- 3 事故報告書の提出

第4 警備方法 機械警備（防犯に係る警備に必要な設備は（乙）が設置するものとする。）

第5 警備運営上の権限

（甲）は、（乙）に対し、警備業務遂行のために必要な警備上の権限を付与するものとする。

第6 警備担当時間

- 1 平日：17時15分から翌日8時30分まで
- 2 上記以外の日（土曜、日曜、祝祭日、年末年始）
：8時30分から翌日8時30分まで

第7 異常事態発生時における処置

- 1 警備対象物件に異常事態発生の際は、（乙）は緊急要員をすみやかに急行させて、事態の拡大防止にあたる。
- 2 警備対象物件に到達した緊急要員は、異常事態を確認後、管制本部へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。
- 3 あらかじめ届け出のある（甲）の当該緊急連絡者へ連絡する。

Ⅲ 調査取締船

第1 警備対象物件

名称：調査取締船「まつら」及び「かがみ」
係留地：唐津市唐房 唐房漁港

第2 警備の時間及び回数

- 1 平日：17時15分～翌日8時30分の間1回
- 2 上記以外の日（土曜日・日曜日及び祝祭日・年末年始の休日期間）
：8時30分～翌8時30分の間2回（昼・夜） いずれも不定時とする。

第3 警備の方法

警備は、警備員が当該船舶の停泊中に乗り込み、巡回警備を実施する。

第4 警備業務

業務は、船舶について火災・盗難その他の事故の未然防止と秩序の保持のため行い、次のとおりとする。

- 1 施錠すべき箇所の点検処理
- 2 潜伏可能場所の点検
- 3 船内の徘徊者、不審者、潜伏者の排除、その他の秩序の維持
- 4 電気器具、機械器具類の危険探知、予防
- 5 ガス器具類及びガス元栓の点検処理
- 6 水道蛇口及び水漏れの点検処理
- 7 不要電灯の消灯
- 8 危険物、可燃物の有無の点検処理
- 9 その他、警備業務に付随する業務

第5 業務日誌

警備員は、調査取締船の警備日誌を記載し、当該船舶船長の点検を受けるものとする。

第6 船舶等と警備会社との連絡体制

調査取締船連絡者 —— 船 長

第7 調査船等の運行計画

船長は、船舶の運航計画について警備業務受託者に事前に連絡するものとする。
また、変更についても同じ。